

「家族の会」が初めて署名活動を行うことについて

誰よりも介護保険を大切に考えている団体として

代表理事 高見国生

▶署名用紙は「家族の会」ホームページからも
ダウンロードしていただけます。

2月号の会報ぽ～れば～れに、「安心できる介護保険制度を求める署名」の用紙を同封して、全会員のみなさんに理解と協力をお願いしました。

「家族の会」が独自に署名活動を行うのは、結成以来35年目にして初めてのことです。これまで、厚労省や自治体への要望書の提出は行ってきましたが、署名活動は行ったことがありませんでした。それにもかかわらず、署名を行うことを決定したのは、数年前から介護保険の使いにくさが増してきていましたが、今回の法改正で提案されている内容はそれだけでなく介護保険制度の後退につながる内容だからです。

制度の内容については、社会保障審議会介護保険部会でここ数年にわたって議論されてきました。これに合わせ、「家族の会」は、2009年に「提言・私たちが期待する介護保険」を発表したのを皮切りに、「制度改定への五つの危惧」(10年)、「介護保険が危ない」(11年)、「増税の一方で負担引き上げ・給付抑制は道理にも合わない」「安心を保障する介護保険・社会保障制度を目指し行動しよう」(13年)などのアピールを発表してきました。同部会では委員の勝田登志子副代表が本人、家族の立場から積極的に意見を述べてきました。

しかし、同部会は昨年12月20日に今回の法改正を方向付ける意見書を決定しました（勝田委員は反対）。そして2月12日、開会中の通常国会に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（地域医療・介護総合確保推進法案）が提出されました。本来なら、介護保険法改正案と医療法改正案として別に審議されるはずのものが、一本の法案として審議されることになります。京都新聞は社説で、「医療と介護の関連法案をひとくくりにするのは乱暴ではないか」「論点を拡散し、負

「**担増を目立たなくする手法**
としかみえない」と批判しています。

提案された介護保険制度改革の内容は、①要支援のうち、通所介護（デイサービス）と訪問介護（ホームヘルパー）を介護保険のサービスから外し、市町村事業とする ②年金収入で年280万円以上の人利用料を2割に引き上げる ③特別養護老人ホームへの入所は原則として要介護3以上にする ④施設入所者の食費・部屋代の補助（補足給付）は1000万円以上の預貯金のある人は対象から外す、というものです。

署名の内容は、この4項目を行わないことと介護関係職場で働く人の処遇改善を求める5項目です。

本部からの署名の呼びかけに応え、ぼ～れば～れ発送の5日後（2月18日）までに、静岡、京都、大阪、石川、青森県の会員からさっそく署名が届きました。また、福岡県の会員からは用紙をもつと送ってほしいとの連絡があり、別の大坂の会員からは、「知り合いに署名を頼もうと思っているが、4番（補足給付）のことが分からないので教えてほしい」との電話がありました。

このように署名活動は会員のみなさんにしっかりと受け止めていただき、広がりつつあります。この署名は、認知症に対する施策が皆無の時代から介護の社会化を要望し、介護保険の誕生を歓迎し、その後も制度の充実に取り組んできた「家族の会」が、誰よりも介護保険制度を大切に考えている団体として取組むものです。

寄せられた署名は適切な時期に厚生労働大臣あてに提出します。ぜひ、多くのみなさんのご協力ををお願いします。 (2月18日記)

<p style="margin: 0;">公益社団法人 認知症の人と家族の会</p> <p style="margin: 0;">安心できる介護保険制度を求める署名</p>
